

平成 27 年度 恵那市総合教育会議（第 3 回）

日時：平成 28 年 1 月 22 日（金）16：00～

場所：市役所西庁舎 4A 会議室

1. 開会

2. 会議の公開について

3. 議題

①恵那市教育大綱について【審議事項】 資料 1 恵那市教育振興基本計画

4. 閉会

出席者名簿

市長	か ち よしあき 可知 義明	
教育委員長	かまだ き よ こ 鎌田 基予子	
教育委員（職務代理者）	いぐち みちお 井口 道雄	
教育委員	にしお のぶよし 西尾 修欣	
教育委員	むらまつ のりこ 村松 訓子	
教育委員（教育長）	おおはた まさゆき 大畑 雅幸	

事務局

まちづくり推進部長	か ち たかし 可知 孝司	
まちづくり推進部次長 （総合政策課長）	こばやし としひろ 小林 敏博	
総合政策課係長	ふくとう ともあき 服藤 知晃	
総合政策課主査	すずむら えいこう 鈴村 衛功	

議案説明

教育次長 （教育総務課長）	かどの こうじろう 門野 幸次朗	
教育次長 （教育研究所所長）	おかだ しょうじ 岡田 庄二	
教育総務課課長補佐	にしお かつこ 西尾 克子	

恵那市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下「地方教育行政法」という。）第1条の4の規定により、恵那市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地方教育行政法第1条の3に規定する恵那市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱又は教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定による恵那市教育振興基本計画の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) その他、前各号に掲げる事務の調整及び会議の運営に関すること

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 4 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

(事務局)

第7条 会議の事務局をまちづくり推進部総合政策課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

教育大綱策定に係る経緯等

1. 教育大綱の位置付け

- ①市長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(教育大綱)を定めなければならない。
- ②教育大綱を定める際には、総合教育会議にて協議しなければならない。
- ③教育委員会が定める教育振興基本計画について、市長が教育委員会と総合教育会議にて協議・調整し、教育振興基本計画をもって教育大綱に代えられると判断した場合には、教育振興基本計画を教育大綱とすることができる。

根拠法令等[抜粋]

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）：
最終改正：平成二十七年七月一五日法律第五六号
（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項 に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

■平成 26 年 7 月 17 日付け 26 文科初第 490 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

第三 大綱の策定について

2 留意事項

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

1) 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

2. 教育大綱策定に係る経緯と、本日の審議事項

- ①平成 27 年度 第 1 回 総合教育会議 （平成 27 年 5 月 29 日）
 - ・教育大綱と、教育振興基本計画の関係について説明。
 - ・平成 27 年度に策定を進める恵那市教育振興基本計画について、内容が固まった後に総合教育会議に諮り、教育大綱とみなしても良いか審議を行うこととした。
- ②平成 27 年度 第 2 回 総合教育会議 （平成 27 年 8 月 28 日）
 - ・恵那市教育振興基本計画（素案）をもとに、中間審議を行った。
- ③第 5 回 恵那市教育振興基本計画策定委員会 （平成 27 年 11 月 6 日）
 - ・平成 27 年 6 月 1 日以降、5 回の審議を経て、恵那市教育振興基本計画（案）を作成した。
- ④平成 28 年 第 1 回 恵那市教育委員会定例会 （平成 28 年 1 月 22 日）
 - ・恵那市教育振興基本計画を承認した。
- ⑤平成 27 年度 第 3 回 総合教育会議 【本日】 （平成 28 年 1 月 22 日）
 - ・恵那市教育振興基本計画を、恵那市の教育大綱とみなしても良いか審議いただきたい。

概要版

生涯学習都市

三学のまち恵那宣言

四季を彩る里山清き水の流れ

豊かな時をつなぐまち恵那

このまちに生きて

書を読み人に学び

歴史と文化自然に学び

学び続ける喜びをひろげ

希望あふれる未来を創る

私たちはこのまちを子どもから大人まで

共に学び生かしあう

三学のまちとすることを宣言します

平成二十三年四月一日制定

photo: アライタン自然観察教育林 (恵那市観光協会 HP)

ふるさと・ひとそだて 恵那プラン

【恵那市教育振興基本計画】

～ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる恵那の教育～

平成 28 年 3 月
恵那市教育委員会

ふるさと・ひとそだて

計画策定の趣旨

本市では、これまで、長期的には「恵那市総合計画」に基づいて、短期的には単年度ごとに定める「恵那市教育の方針と重点」に基づいて市の教育施策を推進してきました。市町村合併から10年が経過したことを機に、時代や社会の変化に対応した教育をさらに推進するため、めざす教育の基本理念や基本目標を設定し、その実現に向けた具体的な施策を明示した計画として「ふるさと・ひとそだて 恵那プラン」を策定しました。

基本理念

ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる 恵那の教育

【恵那市の教育におけるつきたい力】

“主体性” “社会性” “郷土愛”

〈少年期〉

自分が生まれた地域を大切に思い、変化の激しい社会を生き抜く確かな学力と、望ましい人間関係を築く力を身に付け、夢や目標に向かって挑戦すること。

〈壮年期・老年期〉

自ら学習する力を身に付けて、自己を高め、自らが目標とする自分らしい生き方を実現すること、互いに学ぶことの楽しさを認め合い、自分らしい社会との関わり方を持つこと、そして、地域の課題を解決し、豊かな地域社会を創造すること。

【三学の精神】

三学の精神とは、郷土の先人佐藤一斎の

「社会に役立つ有為な人になろうとの高い志を抱いて学び続ければ、その精神は朽ちることがない。より良い自分を目指して生涯学び続ける人は、いつまでも人の心に残り、その精神は引き継がれていく。」

という教えであり、生涯学び続けることの大切さを説いたものです。

恵那プランの概要

計画の位置付け、期間

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「恵那市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

また、「第2次恵那市総合計画」に基づく本市の教育分野のマスタープランとなるものであり、教育分野の関連計画を包括的・一体的に推進するための計画です。

基本目標

基本目標 1 自ら学び、社会を生き抜く力を育む（主体性）

多様で変化の激しい社会を生き抜くためには、一人ひとりが幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力が求められます。本市では子どもたちの自己肯定感や達成感、挑戦する意欲の醸成が教育の今後の課題として挙げられます。幼児教育・学校教育の充実や読書活動の推進による学びの習慣化、また、自然体験や交流体験等の体験学習の中で成功体験を経験させることなどにより、個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力を育む教育を推進します。

基本目標 2 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む（社会性）

持続可能で活力のある地域社会は、様々な人々とのつながりや支え合いを形成することで実現されます。また、こうした人々との関わりの中で、個人の社会性が培われるとともに、様々なアイデアが生まれ、地域社会のさらなる発展を促すこととなります。本市では、生涯学習による“人づくり”を通じた“まちづくり”を目指しています。地域の文化・芸術活動、運動・スポーツ活動の充実等によって、地域や人とのつながりを大切にする、社会性や協調性を持った豊かな心を育む教育を推進します。

基本目標 3 ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む（郷土愛）

第2次恵那市総合計画で将来像として掲げている「人・地域・自然が輝く交流都市 ～誇り・愛着を持ち 住み続けるまち～」を築いていくためには、市民一人ひとりがふるさとへの愛着と誇りを持ち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心を育むことが重要です。郷土の先人たちの生き方や郷土への想いを学ぶ活動の充実、地域の学習拠点・交流拠点としてのコミュニティセンターを利活用した地域づくり活動の推進や伝統文化・芸術の伝承等によって、生まれ育ったふるさとを愛し、誇りに思う心を育む教育を推進します。

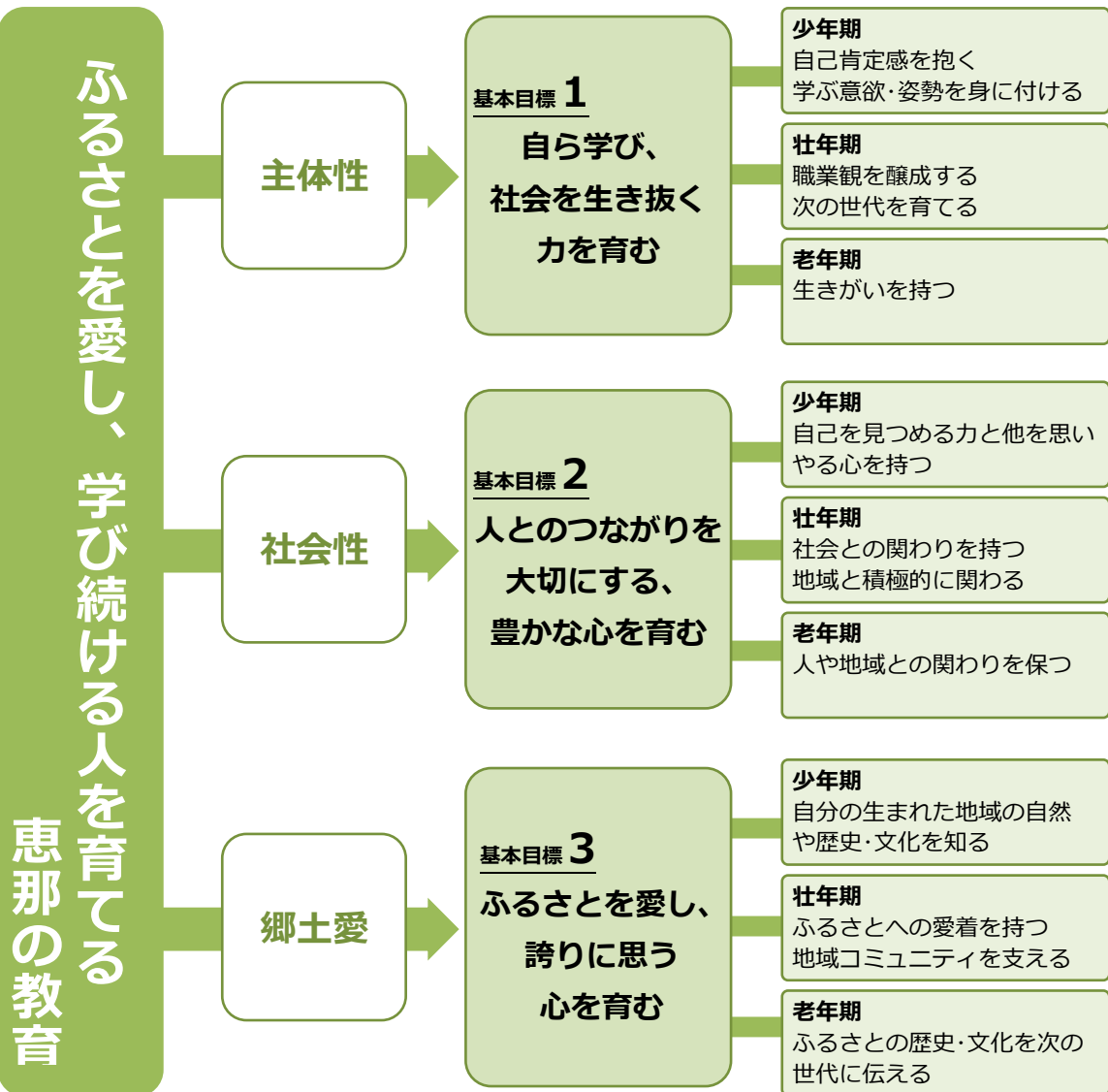
ふるさと・ひとそだて

基本理念

つけたい力

基本目標

世代ごとの学びのあり方



三学の精神

三学の精神（佐藤一斎言志晩録 60 条）

少にして学べば 則ち壮にして為す有り
壮にして学べば 則ち老いて衰えず
老いて学べば 則ち死して朽ちず

社会に役立つ有為な人になろうとの高い志を抱いて学び続けられれば、その精神は朽ちることがない。より良い自分を目指して生涯学び続ける人は、いつまでも人の心に残り、その精神や志は引き継がれていく。

恵那プランの体系

基本目標

施策

基本目標 1

自ら学び、
社会を生き抜く
力を育む

- 1-1 こども園における教育・保育の充実
- 1-2 確かな学力の育成
- 1-3 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援の充実
- 1-4 健やかな体づくりと安全教育の充実
- 1-5 教員の指導力の向上
- 1-6 読書活動の推進
- 1-7 様々な学びの場の充実
- 1-8 青少年の健全育成の支援
- 1-9 健やかな身体づくりの推進
- 1-10 競技力の向上

基本目標 2

人とのつながりを
大切にする、
豊かな心を育む

- 2-1 子育て環境の整備、地域の子育て支援の充実
- 2-2 豊かな心と社会性の育成
- 2-3 家庭教育の支援
- 2-4 人権教育の推進
- 2-5 文化・芸術に触れる機会の充実
- 2-6 文化・芸術活動の活性化
- 2-7 運動・スポーツを通じたコミュニティづくりの推進

基本目標 3

ふるさとを愛し、
誇りに思う
心を育む

- 3-1 「志」教育の推進
- 3-2 「郷土に学ぶ」活動の充実
- 3-3 地域づくりの推進
- 3-4 伝統的な文化・芸術の伝承

基本理念の
実現に向けて

- 教育環境の充実
- 教育施設の整備と維持管理の実施

自ら学び、社会を生き抜く力を育む

【施策 1-1】

こども園における教育・保育の充実

- ◆ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた園経営をします。
- ◆ 「あいさつ」「読書活動」「英語あそび」「特色ある園活動」を共通の取組とし、人と関わる力や思考力、感性や表現する力を育みます。 など

【施策 1-2】

確かな学力の育成

- ◆ 「少人数指導教育推進事業」により、児童生徒への支援を充実させます。
- ◆ 図書館等を活用して、課題を解決するための探究活動に主体的に取り組む力を育成します。 など

【施策 1-3】

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援の充実

- ◆ 「教育・発達相談センター あおば」を核とした教育相談・発達相談体制を整備します。
- ◆ 園・小・中学校及び関係諸機関の連携による途切れない支援体制を構築します。 など

【施策 1-4】

健やかな体づくりと安全教育の充実

- ◆ 授業及び日常的な運動活動における継続的な体力づくり活動を推進し、運動好きな児童生徒を育てます。
- ◆ 栄養教諭による食育指導等を通して、健康と自立をめざした食育の推進を図ります。 など

【施策 1-5】

教員の指導力の向上

- ◆ 教員の指導力向上のための研修の充実を図ります。
- ◆ 教職員のニーズに応じた研修の充実を図ります。
- ◆ 今日的な課題に関する情報提供や喫緊の課題に対応するための研修を実施します。 など

【施策 1-6】

読書活動の充実

- ◆ 毎月第3日曜日の「読書の日」の普及に努め、市民皆が取り組むよう啓発を行います。
- ◆ 図書館サポーター及び地域読書活動団体の育成支援を行い、地域の読書活動の推進を図ります。 など

【施策 1-7】

様々な学びの場の充実

- ◆ 恵那市民大学「恵那三学塾」の充実を図り、市民への情報提供に努めます。
- ◆ 連携協定を結んでいる大学との連携講座を開催します。
- ◆ 各世代に応じ、市民のニーズに合った市民講座を開催します。 など

【施策 1-8】

青少年の健全育成の支援

- ◆ 青少年育成市民会議、町民会議の活動の充実を図ります。
- ◆ 青少年が、地域の人と触れあい活躍できる社会参加活動を支援します。 など

【施策 1-9】

健やかな身体づくりの推進

- ◆ 乳幼児期向け親子運動教室を開催します。
- ◆ 身近な外遊び環境を整備します。
- ◆ 小中学生へのスポーツ教室を開催したりイベントを充実させたりします。
- ◆ 運動部活動へのスポーツ指導者を派遣します。 など

【施策 1-10】

競技力の向上

- ◆ トップアスリートの観戦機会の充実を図ります。
- ◆ トップアスリートとの交流機会の充実を図ります。
- ◆ 優れた成績や功績を収めたアスリートの表彰をします。
- ◆ スポーツ指導者の資質向上や活躍機会の充実を図ります。 など



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む

【施策 2-1】

子育て環境の整備、地域の子育て支援の充実

- ◆未満児保育の充実を図ります。
- ◆未就園児とその親への相談事業を行います。
- ◆預かり保育を実施します。
- ◆地域型保育事業との連携、支援をします。

など

【施策 2-2】

豊かな心と社会性の育成

- ◆規範意識や他人を思いやる心など、豊かな心の育成を図る道徳教育の充実を図ります。
- ◆いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための教育相談の充実を図ります。

など

【施策 2-3】

家庭教育の支援

- ◆子育てについての自信や対処能力を持つことができる情報交流・相談の場を提供します。
- ◆子育てについての悩みや不安を解消するため、親同士の交流や地域との結びつきを深める機会を創出し、親の育ちを支援します。

など

【施策 2-4】

人権教育の推進

- ◆関係部署が連携をして、講演会などを開催し人権啓発活動を進めます。
- ◆地区コミュニティセンター、図書館、学校において資料を整え、人権教育推進のための環境づくりに努めます。

など

【施策 2-5】

文化・芸術に触れる機会の充実

- ◆地域、家庭、学校など、様々な場で地域の伝統芸能や文化に触れることで、文化・芸術に対する関心を高め、その素晴らしさや大切さを理解することで裾野の拡大を図ります。

など

【施策 2-6】

文化・芸術活動の活性化

- ◆国内外の多様な文化・芸術を紹介する機会を創出することで、子ども達が文化・芸術についての幅広い見識を持ち、さらに、伝統的な文化・芸術を守りながらも新たな文化・芸術を創生する豊かな感性を育てます。

など

【施策 2-7】

運動・スポーツを通じたコミュニティづくりの推進

- ◆地域でのスポーツ活動の担い手であるスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等が中心となり、地域での運動、スポーツ活動を企画・運営する組織として連携し活力ある組織づくりを検討します。

など



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む

【施策 3-1】

「志」教育の推進

- ◆各小学校で「ふるさと学習」を推進します。
- ◆各中学校で「生き方学習」を推進します。
- ◆副教材「わたしたちの恵那市（改訂版）」を作成します。

など

【施策 3-2】

「郷土に学ぶ」活動の充実

- ◆佐藤一斎・下田歌子・三好学・山本芳翠などの先人学習活動を推進し、先人の生き方から、困難に立ち向かうたくましさ、夢を追い求めて学び続ける意欲を育みます。

など

【施策 3-3】

地域づくりの推進

- ◆コミュニティセンターをまちづくりの拠点とし、生涯学習とまちづくりを一体的に推進します。
- ◆講座受講修了者に生涯学習支援員として登録していただき、ボランティア活動や講座指導者としての活動の場を提供します。

など

【施策 3-4】

伝統的な文化・芸術の伝承

- ◆後継者の育成のための指導者を育成します。
- ◆子ども達が歴史・文化を学ぶ機会を提供します。
- ◆小中学校と地域が一体となった取組を促進します。

など

基本理念の実現に向けて

教育環境の充実

本市の児童生徒数は減少傾向にあり、小学校では複式学級や単学級の増加、中学校でも単学級や各教科の専門教員が不足するという事態となっています。

このことにより、児童生徒の豊かな人間性や自ら考える力など確かな学力の育成を図るための指導・支援のあり方や授業改善はもとより、教育環境面の充実に目を向ける必要があります。特に、少子化に伴って生じる恵那市の子どもたちの教育環境について対策を講じることが教育課題です。

教育施設の整備と維持管理の実施

教育施設の耐震診断及び耐震化はすでに完了しています。今後は、施設の大規模改修、長寿命化による改良など、建築年数を考慮しながら計画します。

小規模な修繕工事においては、施設数が多いことから修繕箇所も多く、工事の実施時期の調整、費用が課題です。

建築年数により改修・改良工事、修繕要望による小規模修繕工事を全体の調整を図りながら計画的に実施します。



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

ふるさと・ひとそだて 恵那プラン【恵那市教育振興基本計画】

発行：恵那市教育委員会

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1

TEL：0573-26-2111（代表） 内線 478

発行年月：平成 28 年 3 月



生涯学習都市

三学のまち恵那宣言

四季を彩る里山清き水の流れ
豊かな時をつなぐまち恵那

このまちに生きて

書を読み人に学び

歴史と文化自然に学び

学び続ける喜びをひろげ

希望あふれる未来を創る

私たちはこのまちを子どもから大人まで

共に学び生かしあう

三学のまちとすることを宣言します

平成二十三年四月一日制定

photo: アライダン自然観察教育林 (恵那市観光協会 HP)

ふるさと・ひとそだて 恵那プラン

【恵那市教育振興基本計画】

～ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる恵那の教育～

平成 28 年 3 月
恵那市教育委員会

はじめに

この度、市町村合併から 10 年を経過したことを機に、これまで「恵那市総合計画 第 5 節 思いやりと文化を育む人づくりのまち」や学校教育課が策定していた「恵那市の教育」等の内容を統合し、恵那市教育振興基本計画として『ふるさと・ひとそだて 恵那プラン』を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、改正教育基本法に示される新しい教育理念は言うまでもなく、平成 28 年度から始まる「第 2 次恵那市総合計画」を踏まえ、急激に進行する少子高齢化、社会生活と価値観の多様化等々に対応しながらも、“恵那市らしさ”と“恵那市ならではの”を追求することが必要であると考えました。

当市は、平成 23 年 4 月に「生涯学習都市 三学のまち恵那宣言」を行い、「書に学ぶ 求めて学ぶ 学んで生かす」を柱に、生涯学習を“人づくり”から“まちづくり”に発展させる施策をとろうとしています。また、その中心となる学校教育においては、“恵那市の生涯学習は幼児教育から”をキャッチフレーズに、幼児教育を教育委員会で主管し、小中学校同様に「主体性と社会性、郷土愛」の育成を図ろうとしています。本計画は、これらの趣旨を念頭におき、「ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる恵那の教育」を基本理念に、当市が今後 10 年間取り組もうとする教育行政の基本事項を示したものです。

基本理念を具現するための基本目標を次の 3 つに絞りました。

1. 自ら学び、社会を生き抜く力を育む
2. 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む
3. ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む

また、この基本目標に基づき、計 21 の施策を定めました。園・学校や中央図書館、各コミュニティセンター等の機関と、家庭、地域が一体となって施策を推進できるよう支援していくことが行政の使命であると考えています。

『ふるさと・ひとそだて 恵那プラン』の策定にあたり、各界を代表していただいた策定委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見を賜り、本計画が出来上がりました。心から感謝申し上げます。今後、本計画に示させていただいた施策が十分に推進されますよう、これまで以上にご支援、ご協力を賜りますようお願いし、はじめの言葉といたします。

平成 28 年 3 月

恵那市教育長

大畑 雅幸

ふるさと・ひとそだて 恵那プラン【恵那市教育振興基本計画】

－ 目 次 －

はじめに

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
第2章 恵那市の教育における現状と課題	5
1. 恵那市の教育における現状	6
2. 恵那市民の教育・文化に対する意識	18
3. 恵那市の教育における今後の課題	20
第3章 基本構想	21
1. 三学の精神	22
2. 恵那市の教育におけるつきたい力	22
3. 基本理念	22
4. 基本目標	23
5. 世代ごとの学びのあり方	23
6. 計画の体系	24
第4章 基本計画	27
基本目標 1 自ら学び、社会を生き抜く力を育む	28
基本目標 2 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む	33
基本目標 3 ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む	37
基本理念の実現に向けて	39
第5章 計画の推進と進捗管理	41
1. 計画の推進体制	42
2. 計画の進捗管理と見直し	42
資料編	43
1. 恵那市教育振興基本計画策定委員会	44
2. 計画策定の経緯	47



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間

1. 計画策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。同時に、教育行政における国と地方公共団体との役割分担、教育振興基本計画の策定などについて規定されました。国においては、めざすべき教育の姿と総合的かつ計画的に取り組むべき施策をまとめ、平成20年7月に「教育振興基本計画」、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」が策定されています。

岐阜県においては、県の教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県の教育がめざす基本的な方向や推進すべき具体的な施策を明らかにする計画として、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」、平成26年3月に「第2次岐阜県教育ビジョン」が策定されています。

本市では、これまで、長期的には「恵那市総合計画」に基づいて、短期的には単年度ごとに定める「恵那市教育の方針と重点」に基づいて市の教育施策を推進してきました。また、生涯学習「市民三学運動」の推進、市民一人ひとりがライフスタイルに応じて、日常生活の中で主体的に運動・スポーツに親しみ、明るく健康で活力のある生活を送ることを目標とした生涯スポーツの推進、文化・芸術の振興などに取り組んできました。

しかしながら、少子化に伴う子どもの数の減少や、地域における人間関係の希薄化、情報化の一層の進展など、社会状況や教育を取り巻く環境が急速に変動している中で、子どもたちの学力や体力の向上、規範意識や社会性の涵養、いじめ問題や不登校児童生徒への迅速な対応、家庭や地域での絆づくり、特別支援教育の充実など、教育をめぐる課題もますます複雑化・多様化しており、それらの課題に的確に対応するための取組が求められています。

そこで、本市では、時代や社会の変化に対応した教育を推進するため、めざす教育の基本理念や基本目標を設定して、その実現に向けて具体的な施策を明示した計画として「恵那市教育振興基本計画」を策定しました。

「第2期教育振興基本計画」に示される教育行政の4つの基本的方向性

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引する人材～

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

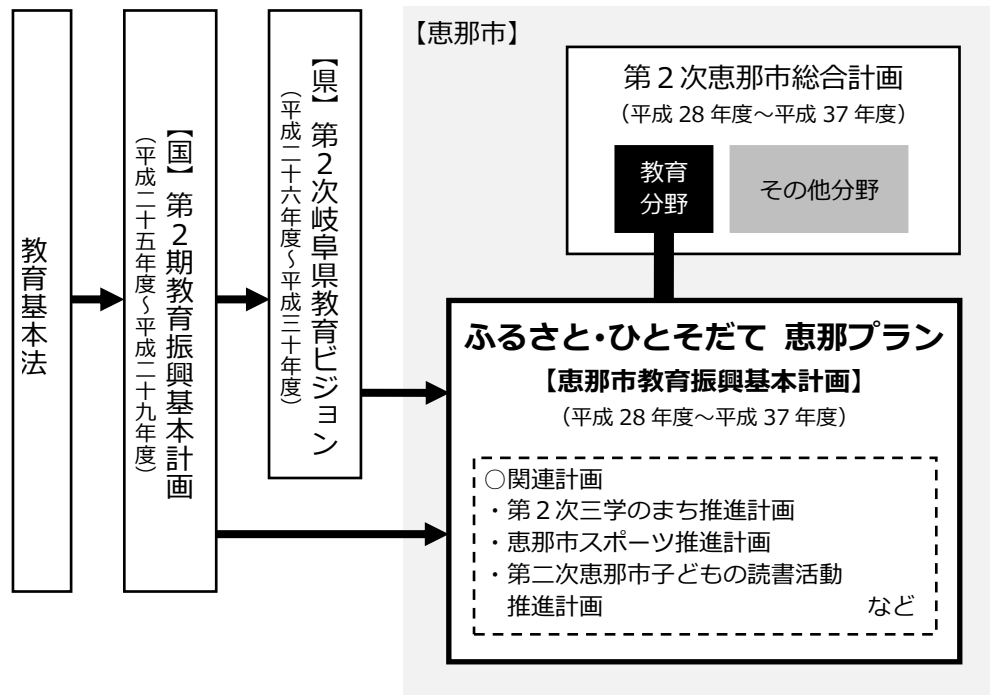
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

出典：文部科学省「第2期教育振興基本計画」を基に作成

2. 計画の位置付け

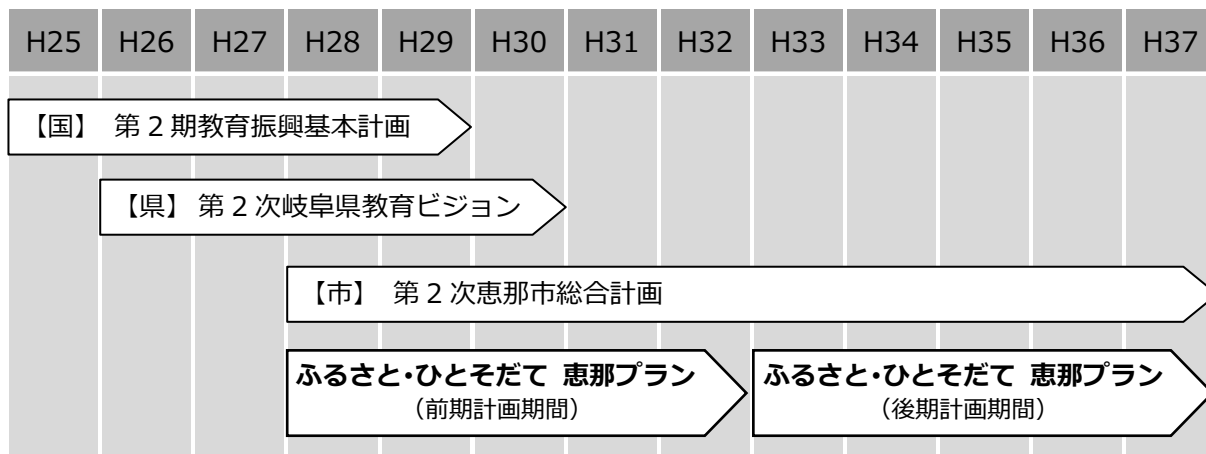
本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、恵那市教育委員会が定める「恵那市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、国や岐阜県の関連計画も参酌しながら策定するものです。

また、「第2次恵那市総合計画」に基づく本市の教育分野のマスタープランとなるものであり、教育分野の関連計画を包括的・一体的に推進するための計画です。



3. 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。平成 28 年度から平成 32 年度を前期計画期間とし、中間年である平成 32 年度に見直しを行います。





恵那市公式キャラクター
「エーナ」

第2章 恵那市の教育における現状と課題

1. 恵那市の教育における現状
2. 恵那市民の教育・文化に対する意識
3. 恵那市の教育における今後の課題

1. 恵那市の教育における現状

(1) 就学前教育・学校教育

① 公立こども園の状況

本市には、公立こども園が 16 園あります。

こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、両方の良さを効果的に取り入れた、保育と教育の一体的な施設です。平成 18 年度から計画的に幼保一体化を進めてきました。

表 平成 27 年度 公立こども園園児数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

園名	所在地	園児数			
		保育コース	幼保コース	幼児コース	合計
城ヶ丘こども園	大井町	46	98	4	148
大井こども園	大井町	0	4	64	68
二葉こども園	長島町	0	10	89	99
長島こども園	長島町	21	58	4	83
やまびここども園	長島町	14	41	3	58
東野こども園	東野	0	9	9	18
みさとこども園	三郷町	14	57	7	78
武並こども園	武並町	25	85	2	112
中野方こども園	中野方町	10	36	0	46
飯地こども園	飯地町	0	10	0	10
岩村こども園	岩村町	23	104	15	142
山岡こども園	山岡町	16	63	7	86
明智こども園	明智町	17	86	3	106
吉田こども園	明智町	0	20	1	21
串原こども園	串原	1	16	0	17
上矢作こども園	上矢作町	8	31	4	43

② 公立小中学校の状況

本市には、公立小学校が 14 校、公立中学校が 8 校あります。

近年では、小学校児童数、中学校生徒数ともに減少傾向にあります。

表 平成 27 年度 公立小中学校児童生徒数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

小学校名	所在地	児童数	中学校名	所在地	生徒数
中野方小学校	中野方町	77	恵那西中学校	長島町	426
恵那北小学校	長島町	86	恵那東中学校	大井町	469
飯地小学校	飯地町	30	恵那北中学校	笠置町	80
武並小学校	武並町	179	岩邑中学校	岩村町	158
長島小学校	長島町	479	山岡中学校	山岡町	124
大井小学校	大井町	308	明智中学校	明智町	131
東野小学校	東野	75	串原中学校	串原	12
大井第二小学校	大井町	499	上矢作中学校	上矢作町	49
三郷小学校	三郷町	114			
岩邑小学校	岩村町	272			
山岡小学校	山岡町	193			
明智小学校	明智町	234			
串原小学校	串原	27			
上矢作小学校	上矢作町	72			

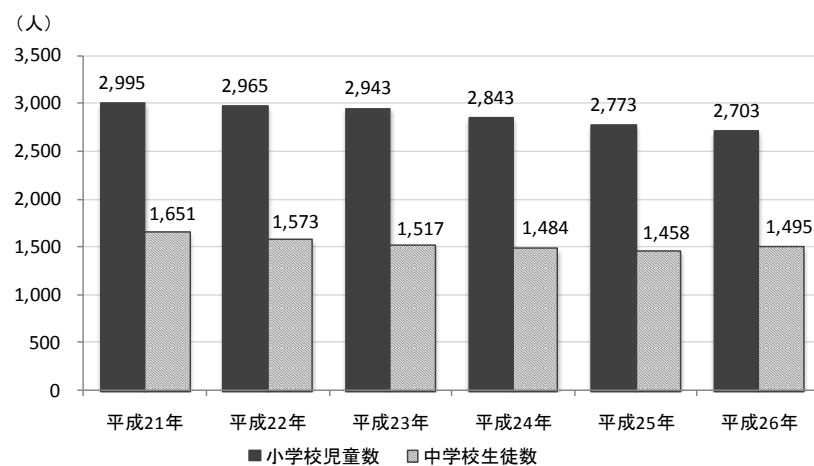


図 小中学校児童生徒数の推移

出典：恵那市「平成 26 年版 恵那市統計書」

③ 全国学力・学習状況調査結果

学力においては、小学校では国語・算数ともに全国平均をやや下回っているものの、中学校では国語・数学ともに全国平均を上回っています。

「毎日の起床時間がほぼ一定している」、「地域の行事に参加する」、「学校のきまりを守っている」、「学校の宿題をしている」、「朝食を毎日食べている」、「友達との約束を守っている」などの項目は、全国より高い結果となっています。一方、「ものごとを最後までやりとげてうれしかったことがある」、「自分にはよいところがあると思う」、「将来の夢や目標をもっている」、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか」などの自己肯定感や達成感、挑戦する意欲等に関する項目が全国平均を下回っています。

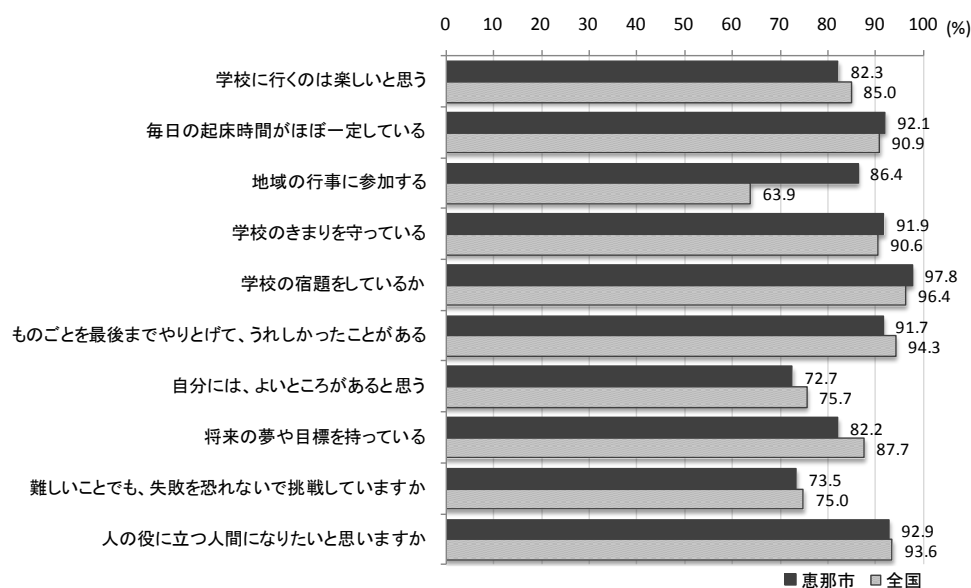


図 恵那市の子どもの実態（小学生）

出典：国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」

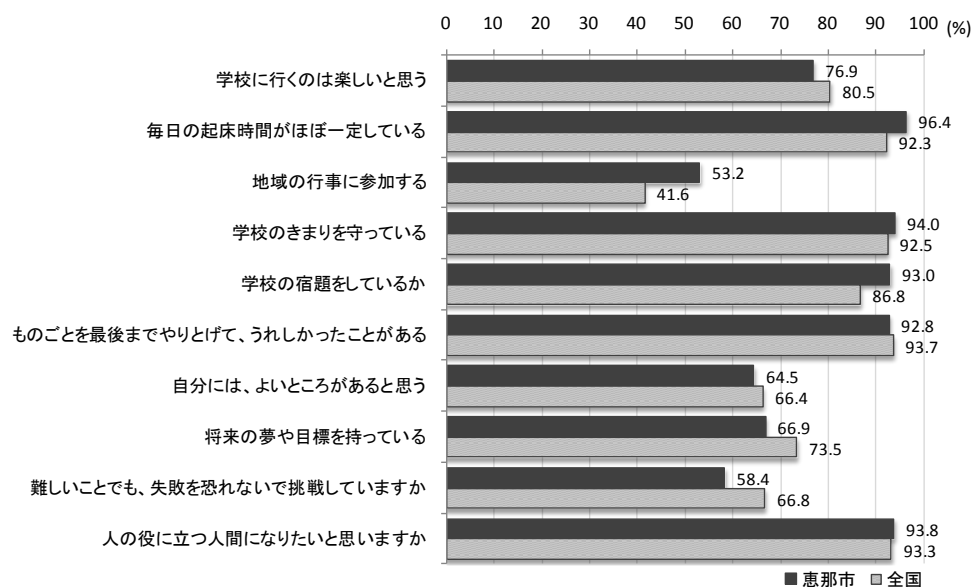


図 恵那市の子どもの実態（中学生）

出典：国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」

④ 不登校児童生徒出現率

国の統計（平成 25 年度）によると、不登校児童出現率（小学校）は、国が 0.36%であるのに対して、本市は 0.29%と下回っています。また、不登校生徒出現率（中学校）は、国が 2.70%であるのに対して、本市は 1.78%と下回っています。

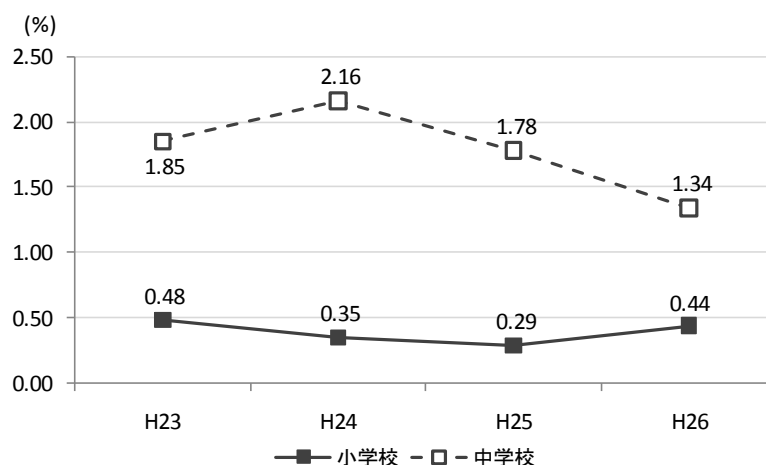


図 恵那市の不登校児童生徒出現率

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

⑤ いじめ

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果によると、平成 25 年度における本市公立学校のいじめの認知件数は、小学校で 47 件、中学校で 48 件となっています。

いじめについては、早期発見・早期対応が大切であり、学校、家庭だけでなく、地域や関係機関との連携を図りながら取り組んでいくことが求められています。

表 いじめの認知件数

区分		学校数	認知件数	1 校あたりの認知件数
小学校	恵那市	14	47	3.4
	岐阜県	374	1,749	4.7
	全 国	21,131	118,805	5.6
中学校	恵那市	8	48	6.0
	岐阜県	187	1,056	5.6
	全 国	10,678	55,248	5.2

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 25 年度）」

(2) 社会教育・生涯学習

① 生涯を通した学習を充実させるために大切なこと

生涯を通した学習を充実させるために大切なことは、「子どものころからの社会体験や自然体験、交流体験などの体験学習の機会の充実」が 46.2%と最も高く、次いで「コミュニティセンター（公民館）、図書館等を活用した生涯学習講座の充実」が 35.0%、「指導者の育成などの生涯学習体制の充実」が 24.2%の順となっています。

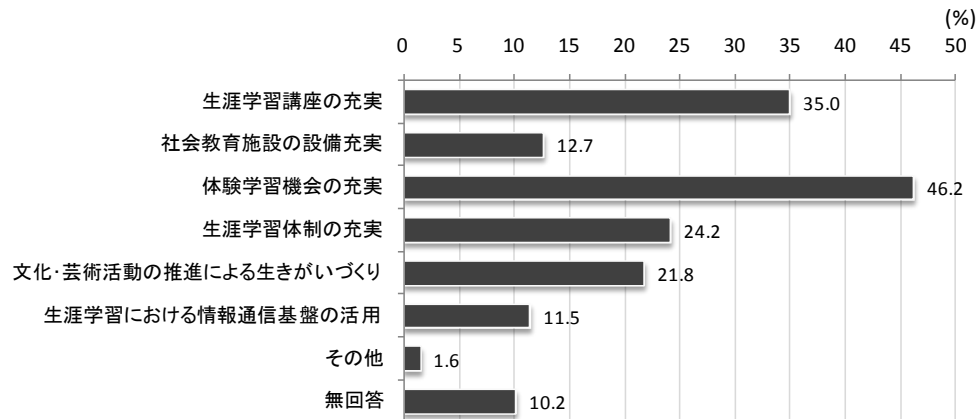


図 生涯を通した学習を充実するために、どんなことに力を入れるべきか

出典：恵那市「平成 26 年度市民意識調査結果報告書」

② コミュニティセンター（公民館）の利用状況

本市には、市民会館の他に 13 のコミュニティセンターがあります。利用人数の推移をみると、平成 21 年度は 231,768 人、平成 22 年度は 243,668 人でしたが、平成 25 年度には 200,854 人と大きく減少しています。

表 コミュニティセンター（公民館）の利用状況

施設名	H21	H22	H23	H24	H25
中央コミュニティセンター	40,843	42,018	39,883	40,525	38,579
中コミュニティセンター	44,039	41,235	29,430	27,081	27,327
東野コミュニティセンター	10,375	9,868	11,688	14,183	13,828
三郷コミュニティセンター	8,346	6,929	6,685	6,810	8,179
武並コミュニティセンター	18,457	19,680	19,375	21,364	20,190
笠置コミュニティセンター	6,491	6,961	6,420	10,126	9,877
中野方コミュニティセンター	10,275	10,122	8,611	9,955	9,032
飯地コミュニティセンター	6,315	5,258	5,893	4,871	4,302
市民会館	25,901	25,824	28,979	15,196	16,410
岩村コミュニティセンター	20,667	35,375	24,617	21,379	16,452
山岡コミュニティセンター	12,886	12,644	10,676	6,834	7,716
明智コミュニティセンター	17,102	18,588	14,795	16,475	17,573
串原コミュニティセンター	2,956	2,789	2,502	3,901	4,206
上矢作コミュニティセンター	7,115	6,377	7,951	4,982	7,183
合計	231,768	243,668	217,505	203,682	200,854

出典：恵那市「平成 26 年版 恵那市統計書」

③ 図書館利用者数（貸出数）

本市には、中央図書館と各地区コミュニティセンター図書室があります。蔵書数は 261,329 点であり、利用者数（貸出数）は平成 18 年度から平成 20 年度にかけて大幅に増加し、近年では、平成 23 年度に 86,842 人、平成 24 年度に 88,742 人、平成 25 年度に 88,788 人とほぼ横ばいとなっています。

表 図書館別蔵書数

区分	蔵書数
中央図書館	211,823
東野コミュニティセンター図書室	1,584
三郷コミュニティセンター図書室	1,867
武並コミュニティセンター図書室	1,721
笠置コミュニティセンター図書室	1,378
中野方コミュニティセンター図書室	2,692
飯地コミュニティセンター図書室	1,016
岩村コミュニティセンター図書室	9,579
山岡コミュニティセンター図書室	3,613
明智コミュニティセンター図書室	10,269
串原コミュニティセンター図書室	3,979
上矢作コミュニティセンター図書室	11,808
合計	261,329

出典：恵那市「平成 26 年版 恵那市統計書」

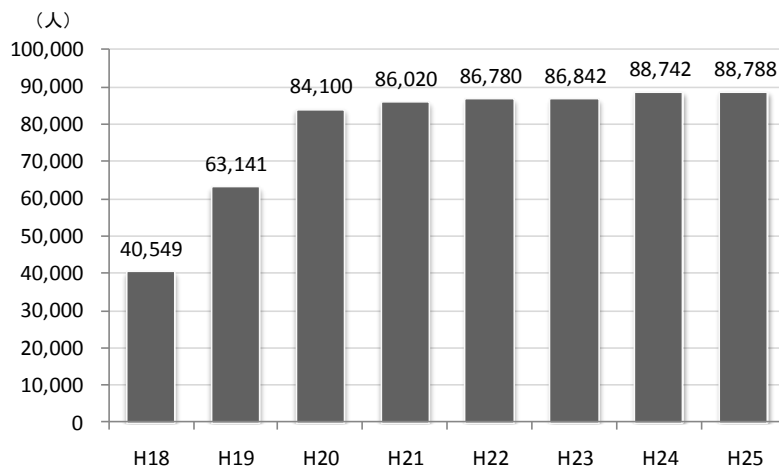


図 図書館利用者数（貸出数）の推移

出典：恵那市「平成 26 年版 恵那市統計書」

(3) 生涯スポーツ、文化・芸術

① スポーツ施設の状況

本市には、総合スポーツ施設であるまきがね公園の他に、各地域にグラウンド、体育館、プール、テニスコートなどが立地しています。

スポーツ施設の多くは、設置後 20 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。

表 スポーツ施設の状況

施設名		面積(m ²)	開設時期	利用者数 (H25)	概要
まきがね西グラウンド		16,000	S53.10	8,349	多目的（野球等）夜間照明
まきがね西体育館		835	S59.3	15,551	バレーボール、バスケットボール、卓球等
毛呂窪グラウンド		5,298	S58.10	371	多目的（野球等）夜間照明
毛呂窪体育館		708	S56.3	1,499	バレーボール、バスケットボール、卓球等
まきがね公園	多目的広場	14,500	S59.10	16,341	多目的（ソフトボール・サッカー等）夜間照明
	野球場	10,728	S60.11	6,289	軟式野球
	テニスコート	4,380	S60.11	12,280	砂入り人工芝コート 6 面、夜間照明
	体育館	1,635	S63.4	32,668	バレーボール、バドミントン、卓球、バスケットボール、軽スポーツ
	弓道場	572	S5.4	4,127	近的 8 人立ち
大井運動広場		4,400	S61.3	用途廃止	ゲートボール、軽スポーツ
東野運動広場		4,175	S61.3	0	ゲートボール、軽スポーツ
中野方グラウンド		5,211	H9.4	4,085	多目的（野球等）夜間照明
岩村グラウンド		23,000	S58.3	5,022	多目的（野球・サッカー等）夜間照明
山岡グラウンド		18,412	S53.10	9,280	多目的（野球・サッカー等）夜間照明
明智グラウンド		18,184	H4.10	4,555	多目的（野球・サッカー等）夜間照明
上矢作グラウンド		14,652	S55.9	2,253	多目的（野球・サッカー等）夜間照明 砂入り人工芝コート 2 面（夜間照明）
山岡 B&G 海洋センター		1,716	S59.5	15,378	アリーナ・武道場・会議室・プール（一般 25m、低年齢用）
明智 B&G 海洋センター		1,051	S57.3	11,430	アリーナ・会議室・プール（一般 25m、低年齢用）
上矢作体育館		1,415	S55.9	1,589	バレーボール、バドミントン、ドッジボール等
上矢作プール		1,131	H9.3	2,851	一般・低年齢用 25m
山岡テニスコート		840	H11.1	9,830	砂入り人工芝コート 4 面（夜間照明）、壁打練習場
山岡弓道場		160	S56.7	1,759	近的 6 人立ち
明智弓道場		262	S58.10	2,260	近的 6 人立ち
串原弓道場		333	H11.2	300	近的 6 人立ち
上矢作弓道場		220	H2.7	485	近的 6 人立ち
明智武道館		493	S63.3	2,397	剣道 1 面・柔道 1 面
山岡マレットゴルフ場		18,000	H11.9	3,091	36 ホール

出典：恵那市「平成 26 年版 恵那市統計書」

② 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場施設利用者数

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場は、日本で最も西に位置する国際規格の屋外スピードスケート場であり、冬季はアイススケートやカーリング、冬季以外はインラインスケートやフットサル、その他イベントなどにも利用可能な多目的施設です。

冬季を中心に、年間を通じて多くの利用があります。

表 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場施設利用者数

区分	H21	H22	H23	H24	H25
夏季	16,980	19,447	21,486	15,547	17,755
冬季	48,379	48,617	69,928	39,196	43,657
季間	677	1,073	662	563	488
合計	66,036	69,137	92,076	55,306	61,900

出典：恵那市「平成 26 年版 恵那市統計書」

③ スポーツイベント参加者数

本市では、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場発着とした恵那峡ハーフマラソンや、明智町内の広大な自然と大正ロマン漂う町並みを駆け抜ける大正村クロスカントリーをはじめ、市民体育大会や各種スポーツ教室などが行われています。

イベントにより差はみられますが、恵那峡ハーフマラソンや大正村クロスカントリーは、近年では参加者数は増加傾向にあり、市外からも多くの人が参加しています。

表 スポーツイベント参加者数

イベント	H21	H22	H23	H24	H25
市民体育大会	2,698	2,563	2,132	1,677	2,314
スポーツ教室	1,926	1,095	1,231	1,563	1,663
恵那峡ハーフマラソン	2,403	—	2,196	2,683	3,471
大正村クロスカントリー	2,070	—	1,538	1,615	1,925
レクスポえなフェスティバル	1,697	2,020	2,187	—	1,992
合計	10,794	5,678	9,284	7,538	11,365

出典：恵那市「平成 26 年版 恵那市統計書」

※平成 22 年度の恵那峡ハーフマラソン及び大正村クロスカントリーは、東日本大震災の影響により中止
平成 24 年度のレクスポえなフェスティバルは、ぎふ清流国体の開催により中止

④ 運動・スポーツの実施状況

「恵那市スポーツ推進計画」の策定にあたり、平成 26 年度に実施された「運動・スポーツに関するアンケート調査」結果によると、運動・スポーツの実施頻度については、「週に 3 日以上」と「週に 1～2 日」を合わせて、週に 1 日以上運動やスポーツを実施している人の割合は、16 歳以上の一般市民で 36.9%、中学生で 76.8%、小学生 62.5%でした。なお、国のスポーツ基本計画では、「成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 2 人（65%程度）」を目標としています。

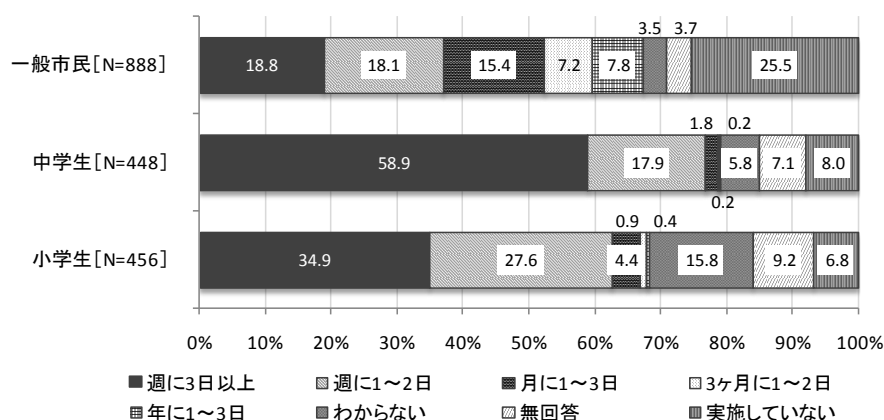


図 運動・スポーツの実施状況

出典：恵那市「恵那市スポーツ推進計画」

また、運動・スポーツを行っている理由としては、「健康の維持」、「運動不足の解消」、「友人・仲間との交流」が多く挙げられました。その他に、「ストレスの解消」や「体力の向上」、「病気の予防」という回答も多く、心身の健康増進に関する理由が多く挙げられました。

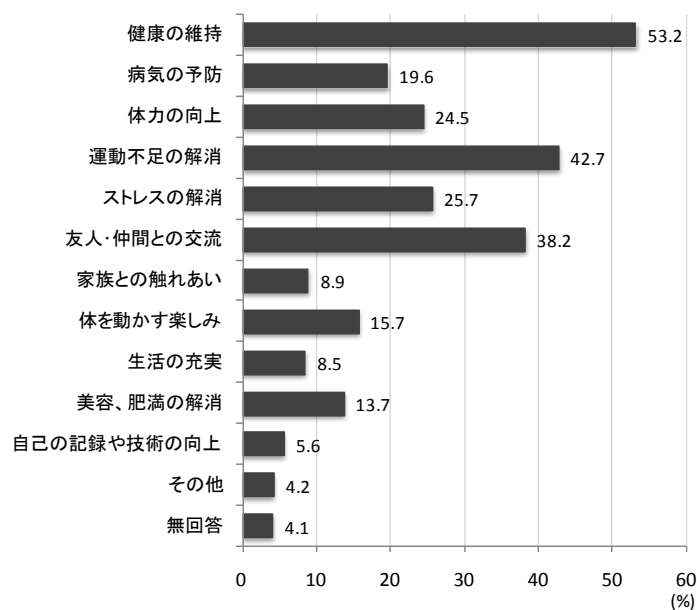


図 運動・スポーツの実施状況

出典：恵那市「恵那市スポーツ推進計画」

⑤ 文化会館利用者数

本市には、文化会館として、恵那文化センター文化会館、明智かえでホール、サンホールくしはらがあります。利用者数は、平成 21 年度には 86,887 人でしたが、その後も増減はあるものの、平成 25 年度には 71,044 人と減少しています。

表 文化会館利用者数

施設名	H21	H22	H23	H24	H25
恵那文化センター文化会館	64,936	54,931	55,538	52,299	53,745
明智かえでホール	17,759	13,644	18,620	12,931	12,954
サンホールくしはら	4,192	5,362	5,270	4,957	4,345
合計	86,887	73,937	79,428	70,187	71,044

出典：恵那市「平成 26 年版 恵那市統計書」

⑥ 文化財

本市では、国指定文化財として、建造物 1 件（武並神社本殿附銘札棟札）、史跡 1 件（正家廃寺跡）、天然記念物 3 件（富田ハナノキ自生地、傘岩、ヒトツバタゴ自生地）が指定されています。県指定文化財は 42 件、市指定文化財は 328 件となっています。

その他、岩村町本通りが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。また、日本大正村役場、旧恵那市役所飯地事務所庁舎、旧恵那市役所飯地事務所サイレン塔、旧飯地公民館（五毛座）が国登録文化財に登録されています。

表 文化財

国指定文化財			県指定 文化財	市指定 文化財	国選定重要伝統的 建造物群保存地区	国登録 文化財
建造物	史跡	天然記念物				
1	1	3	42	328	1	4

出典：恵那市「平成 26 年版 恵那市統計書」

(4) 教育に関する上位・関連計画のポイント

① 第2次恵那市総合計画

第2次恵那市総合計画は、平成28年度からの10年の恵那市のまちづくりの指針であり、行政のみが進める計画ではなく、市民・地域自治体・企業・各種団体など、様々な主体が目標達成に向けて参画・連携する計画です。

計画では、将来像を「人・地域・自然が輝く交流都市 ～誇り・愛着を持ち 住み続けるまち～」としています。また、将来像の実現に向けた「安心」「快適」「活力」という3つの理念と、それぞれの理念に基づく7つの基本目標を設定しています。

教育に関しては、以下のような理念、基本目標及び施策の方向性が示されています。

理念	「活力」 まちの元気（人・団体・企業・地域など）が連携し、活力を生み出す。
基本目標	「いきいきと暮らす」 自らを高める力や社会とつながる力など、社会全体で人を育む。
基本施策	■学ぶ力をつける 学校教育や読書などをきっかけにして学ぶ習慣を付け、生涯を通して学び続ける人を育成します。 ■共に生きる力をつける 社会全体で、社会性や協調性を有した豊かな心を持った人材を育てます。 ■生きがいを持って暮らす 芸術・文化やスポーツ、社会活動、趣味等の様々な交流を通じ、楽しみながら充実した人生を送る機会に触れ、生活の質を高めます。

② 第2次恵那市三学のまち推進計画

第2次恵那市三学のまち推進計画は、「学ぶことは幸せなり」と、少年期、壮年期、老年期と生涯学び続けることの大切さを説いた郷土の先人、佐藤一斎の「三学の精神」を理念として、市民みんなで取り組む生涯学習「市民三学運動」を実践するための計画です。

「子どもも大人も高齢者も、みんな学んで幸せになろう」これが郷土の先人佐藤一斎の三学の精神です。計画では、この三学の精神を理念として生涯学習のまちづくりを進めるために、「書に学ぶ」「求めて学ぶ」「学んで生かす」の3つの柱のもとに、読書に親しみ、学びをひろげ、学んだことを地域社会に生かす「市民三学運動」を推進することとしています。

三学の精神（佐藤一斎言志晩録60条） 少にして学べば 則ち壮にして為す有り 壮にして学べば 則ち老いて衰えず 老いて学べば 則ち死して朽ちず	社会に役立つ有為な人になろうとの高い志を抱いて学び続ければ、その精神は朽ちることがない。より良い自分を目指して生涯学び続ける人は、いつまでも人の心に残り、その精神や志は引き継がれていく。
---	--

③ 恵那市スポーツ推進計画

恵那市スポーツ推進計画は、本市のスポーツ活動の推進及びスポーツ環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした計画です。「スポーツ」をルールに基づいた勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、ウォーキングや散歩、体操などの身体活動を含む「運動・スポーツ」として幅広く捉えています。市民一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに応じて、日常生活の中で主体的に運動・スポーツに親しみ、明るく健康で活力のある生活を送ることが重要であるという考えのもと、運動・スポーツの効果を「健康づくり」「子どもの健全育成」「コミュニティづくり」「観光交流」「競技力向上」に大別し、これらの5つの効果を運動・スポーツ推進の基本方針として、運動・スポーツを通じて市民一人ひとりが健やかで心豊かに暮らすことのできる持続可能で活力ある健幸都市を築いていきたいという思いから、「スポーツで健幸まちづくり 恵那」を計画の基本理念としています。

基本方針	めざすまちの姿
健康づくり	市民一人ひとりが、身近な場所や自身の生活様式に合わせて、楽しみながら生き生きと健康づくりに取り組むまちを目指します。
子どもの健全育成	乳幼児期から身体を動かし、子どもたちが身体を動かす楽しさを学ぶとともに、豊かな人間性と社会性を育み成長できるまちを目指します。
コミュニティづくり	運動やスポーツを通じて人と地域がつながることで地域の絆が生まれ、故郷への誇りと愛着が育まれるまちを目指します。
観光交流	豊かな自然や歴史・文化と、運動やスポーツを融合し、市民の温かいおもてなしの心に触れられる、魅力あふれるまちを目指します。
競技力向上	スポーツに挑戦する楽しみ、達成する喜びが分かち合え、恵那から生まれた一流選手が世界を舞台に活躍し、子どもたちに夢と希望をもたらすまちを目指します。

④ 第二次恵那市子どもの読書活動推進計画

第二次恵那市子どもの読書活動推進計画は、「読書活動は、子どもが人生をより豊かに生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、子どもが自発的に行う遊びや活動の中で五感を働かせ、喜怒哀楽の感情を豊富に経験しながら、豊かな人間性を身につけていく。同様に、読書を通じて言葉を学び、本の楽しさやおもしろさ、素晴らしさから豊かな感性や表現力、想像力を養う。」を基に、子どもの読書の推進を図ることを目的とした計画です。

計画では、基本理念を「えなっこ育む豊かな感性 本でつながるコミュニケーション」とし、子どもが読書に親しむ機会の提供、子どもをとりまく読書環境の整備、子どもの読書活動を推進するための人材育成という3つの基本目標に基づき、子どもが読書活動の楽しさや素晴らしさに出会い、読書活動ができる環境づくりを進め、子どもの健やかな成長を図るまちづくりの実現を目指しています。

2. 恵那市民の教育・文化に対する意識

平成 26 年に実施された市民意識調査結果によると、教育・文化分野の施策の満足度は、「図書館（室）の設備や蔵書数」が 31.0%（「満足」「やや満足」を含む）と比較的高いものの、その他の施策については満足度が 2 割未満でした。一方で、施策の重要度をみると、「小中学校における教育」が 42.7%と最も高く、次いで「学校・地域・家庭の連携」が 35.7%、「図書館（室）の設備や蔵書数」が 32.9%と、市民の教育に対する意識・関心が高いことが分かります。

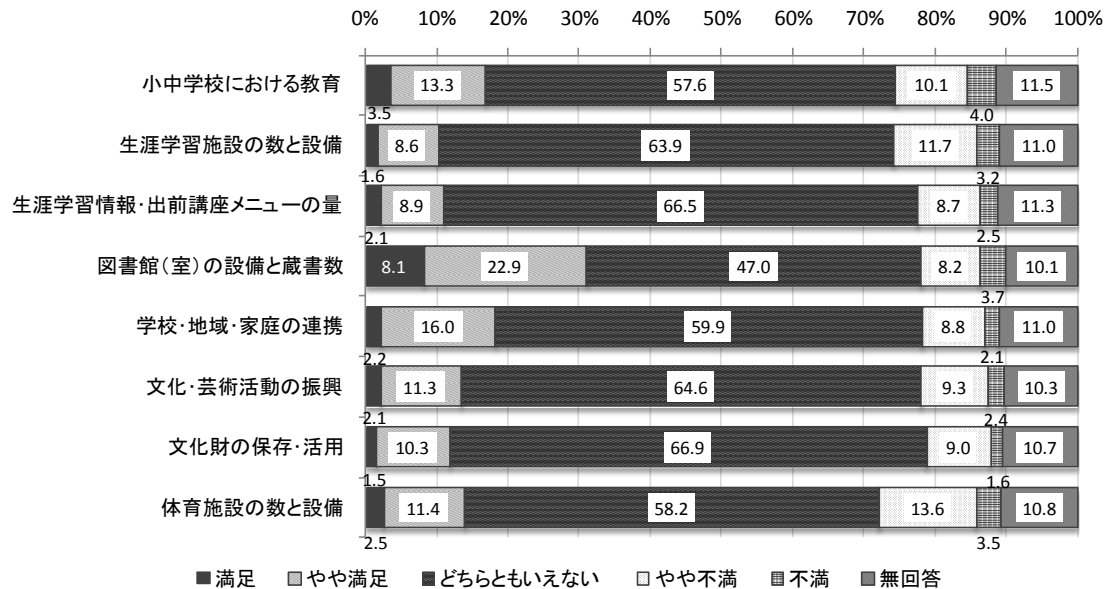


図 教育・文化分野の施策の満足度

出典：恵那市「平成 26 年度市民意識調査結果報告書」

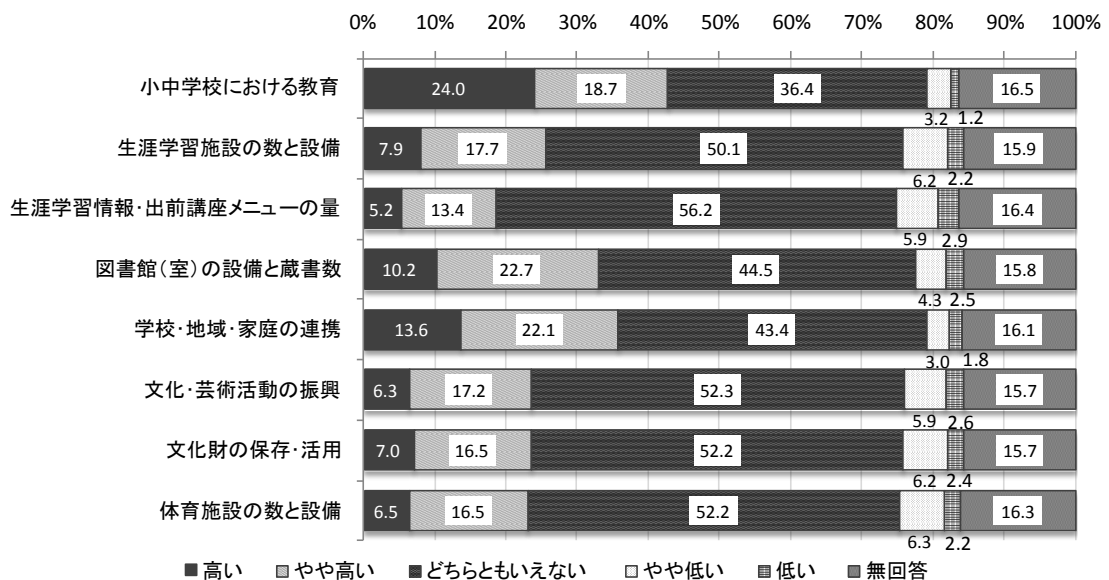


図 教育・文化分野の施策の重要度

出典：恵那市「平成 26 年度市民意識調査結果報告書」

小中学校の教育を充実させるために力を入れるべきこととしては、「子どもの道徳心やしつけの向上」が 43.1%と最も高く、次いで「教職員の資質・指導力の向上」が 29.4%、「いじめや不登校への対応」が 22.7%となっています。

また、第 2 次恵那市総合計画の策定に向けて実施されたまちづくり市民会議ワークショップでは、「子どもが自立できるよう、まち全体で子どもの教育が応援できるようにしたい」、「教育のレベルを高くして、人気のあるまちにしたい」といった意見が出されました。

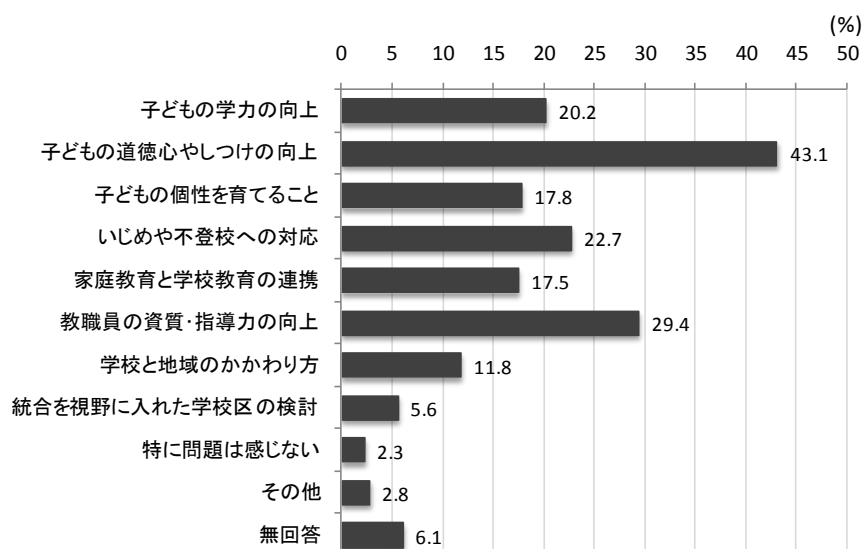


図 現在の小中学校教育を充実するために、どんなことに力を入れるべきか

出典：恵那市「平成 26 年度市民意識調査結果報告書」

【市民の声】 ～まちづくり市民会議ワークショップ～

- 子どもが自立できるよう、まち全体で子どもの教育が応援できるようにしたい。
- 教育のレベルを高くして、人気のあるまちにしたい。
- 他に自慢できる魅力ある教育を行う（食育、木育など）。
- 子どもの頃から自然環境に触れ、創造する力を育む。
- 子どもが自分の故郷だと誇りに思えるまちにしたい。
- ふるさとを大事に思い、戻ってきたいと思えるまちにしたい。
- 小中学校から人のつながりを大切にし、行事などにより、郷土への愛着を育む。
- 地域の中で、地域の力で育つ学校、保育園づくりをする。

3. 恵那市の教育における今後の課題

本市では、幼児教育及び学校教育の方針や市教育委員会の事業計画等を「恵那市教育の方針と重点」としてまとめています。この中で、つけたい力を“主体性”“社会性”“郷土愛”として、確かな学力の育成、豊かな人間関係を構築する力の育成、自己を見つめ、人生を切り拓く力の育成に取り組んできました。

恵那市の教育における現状及び市民の教育に対する意識を踏まえ、恵那市の教育における今後の課題を“主体性”“社会性”“郷土愛”の視点で整理します。

視点	主な課題
主体性	○子どもたちが、自己肯定感や達成感、挑戦する意欲を持てるような教育が求められています。 ○社会体験や自然体験、交流体験など、体験学習の機会の充実が求められています。 ○学校教育や読書などをきっかけにして学ぶ習慣を付け、生涯を通して学び続ける人の育成が求められています。
社会性	○いじめの未然防止や早期発見・解決に向けた取組を推進するとともに、不登校児童生徒の学校復帰のための支援を引き続き実施することが重要です。 ○健康の維持増進、友人・仲間との交流促進に向けて、運動・スポーツ機会の充実を図っていく必要があります。 ○社会全体で、社会性や協調性を有した豊かな心を持った人材を育成することが求められています。 ○こども園や小中学校だけでなく、子どもが自立できるよう、まち全体で子どもの教育を支えていくことが求められています。
郷土愛	○地域の学習拠点、交流拠点としての、コミュニティセンター（公民館）の利活用の推進が必要です。 ○文化・芸術活動団体の活動の活性化を図り、恵那市の歴史・文化の魅力を発信するとともに、保護・継承を推進する必要があります。 ○芸術・文化やスポーツ、社会活動、趣味等の様々な交流を通じ、楽しみながら充実した人生を送る機会に触れ、生活の質を高めることが求められています。 ○子どもたちが、人や地域とのつながりを大切にし、故郷を誇りに思う心を育ていくことが求められています。
その他	○恵那市民の教育・文化分野における市の施策に対する関心度（重要度）は高いものの、現状で満足度は高いとは言えず、小中学校における教育や学校・家庭・地域の連携、生涯学習施設の数や設備など、市民の意向を踏まえて施策を推進していく必要があります。 ○小中学校教育において、子どもたちの豊かな心を育むとともに、教職員の資質・指導力の向上に力を入れていくことが求められています。



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

第3章 基本構想

1. 三学の精神
2. 恵那市の教育におけるつきたい力
3. 基本理念
4. 基本目標
5. 世代ごとの学びのあり方
6. 計画の体系

1. 三学の精神

三学の精神とは、郷土の先人佐藤一斎の「社会に役立つ有為な人になろうとの高い志を抱いて学び続ければ、その精神は朽ちることがない。より良い自分を目指して生涯学び続ける人は、いつまでも人の心に残り、その精神や志は引き継がれていく。」という教えであり、生涯学び続けることの大切さを説いたものです。

本市では、この三学の精神を理念に、子どもも大人も高齢者も、みんな学んで幸せになろうと生涯学び続ける「三学のまち」の実現に向け、「書に学ぶ」「求めて学ぶ」「学んで生かす」の3つの柱のもとに、読書に親しみ、学びをひろげ、学んだことを地域に生かす「市民三学運動」を推進しています。

2. 恵那市の教育におけるつきたい力

本市では、子どもたちにとって特に必要な力を“主体性”“社会性”“郷土愛”と捉え、自分が生まれた地域を大切に思い、変化の激しい社会を生き抜く確かな学力と、望ましい人間関係を築く力を身に付け、夢や目標に向かって挑戦することのできる「自分と人とふるさとを愛する恵那の子」を育てることを目標として、幼児教育及び学校教育に取り組んできました。

一方、平成18年2月に教育基本法が改正され、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る」と、初めて生涯学習の理念が明記されました。生涯学習の目的は、自ら学習する力を身に付けて、自己を高め、自らが目標とする自分らしい生き方を実現すること、互いに学ぶことの楽しさを認め合い、自分らしい社会との関わり方を持つこと、そして、地域の課題を解決し、豊かな地域社会を創造することにあります。つまり、本市がこれまで大切にしてきた“主体性”“社会性”“郷土愛”の3つの力は、子どもだけでなく、大人も、生涯を通じて身に付けていくべき力であるといえます。

3. 基本理念

これらを踏まえ、本市では、市民一人ひとりの心に三学の精神が息づき、“主体性”“社会性”“郷土愛”の3つの力を生涯にわたって身に付けていく、「ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる恵那の教育」を計画の基本理念とします。

**ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる
恵那の教育**

4. 基本目標

基本目標1 自ら学び、社会を生き抜く力を育む（主体性）

グローバル化や情報化の進展など、多様で変化の激しい社会を生き抜くためには、一人ひとりが幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力が求められます。

一方、本市では子どもたちの自己肯定感や達成感、挑戦する意欲の醸成が教育の今後の課題として挙げられます。幼児教育・学校教育の充実や読書活動の推進による学びの習慣化、また、自然体験や交流体験等の体験学習の中で成功体験を経験させることなどにより、個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力を育む教育を推進します。

基本目標2 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む（社会性）

持続可能で活力のある地域社会は、様々な人々とのつながりや支え合いを形成することで実現されます。また、こうした人々との関わりの中で、個人の社会性が培われるとともに、様々なアイデアが生まれ、地域社会のさらなる発展を促すこととなります。

本市では、生涯学習による“人づくり”を通じた“まちづくり”を目指しています。地域の文化・芸術活動、運動・スポーツ活動の充実等によって、地域や人とのつながりを大切にする、社会性や協調性を持った豊かな心を育む教育を推進します。

基本目標3 ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む（郷土愛）

第2次恵那市総合計画では、「人・地域・自然が輝く交流都市 ～誇り・愛着を持ち 住み続けるまち～」をまちの将来像として掲げています。こうしたまちを築いていくためには、市民一人ひとりがふるさとへの愛着と誇りを持ち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心を育むことが重要です。

郷土の先人たちの生き方や郷土への想いを学ぶ活動の充実、地域の学習拠点・交流拠点としてのコミュニティセンターを利活用した地域づくり活動の推進や伝統文化・芸術の伝承等によって、生まれ育ったふるさとを愛し、誇りに思う心を育む教育を推進します。

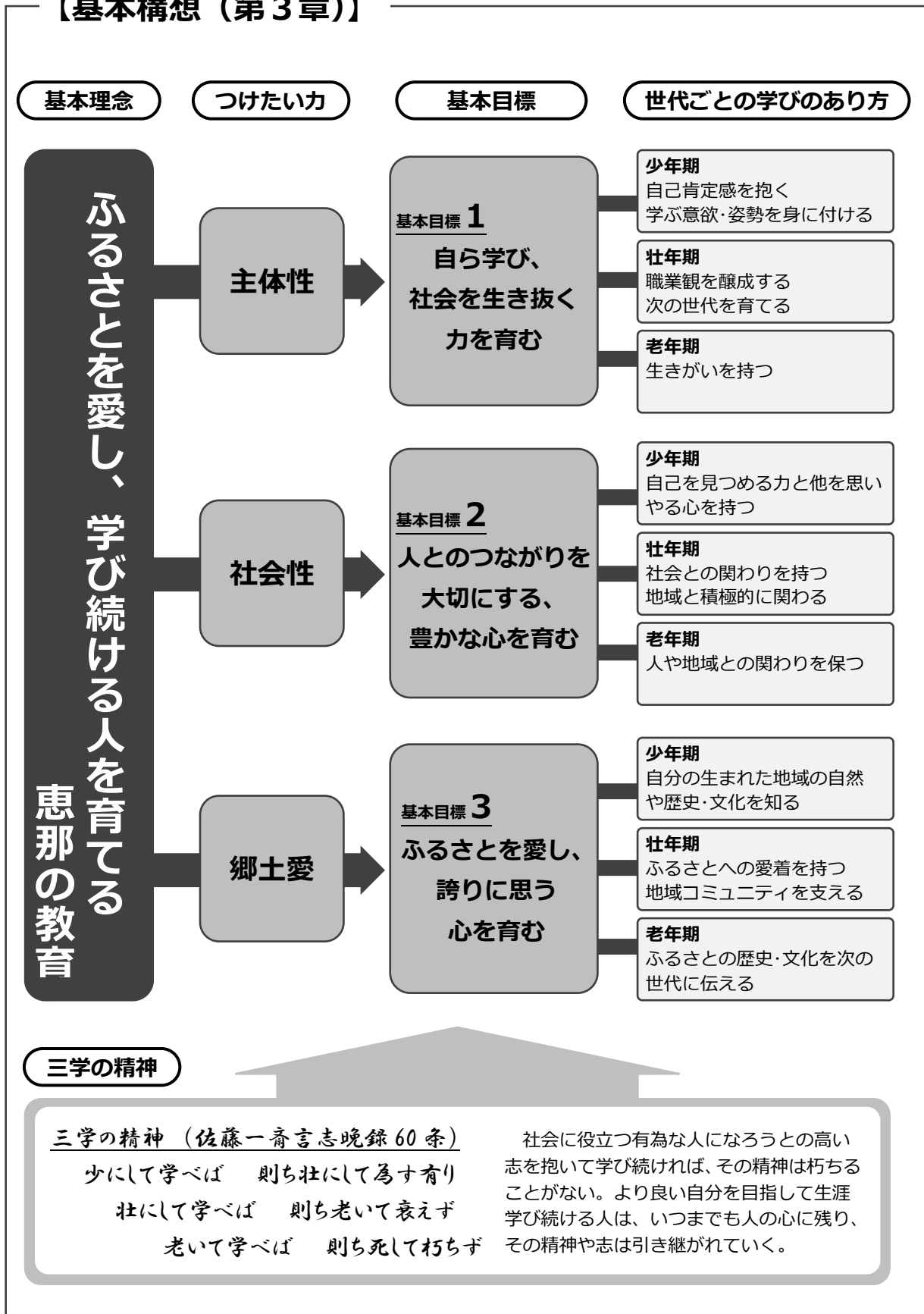
5. 世代ごとの学びのあり方

人生には、節目ごとに直面する課題を解決するために必要な学びがあります。豊かな地域社会を創造していくためには、一人ひとりが学びを通じて課題を乗り越え、生涯にわたり学び続けることが重要です。こうした考えのもと、世代ごとの学びのあり方を以下に示します。

区分	自ら学び、 社会を生き抜く力を育む	人とのつながりを大切にする、 豊かな心を育む	ふるさとを愛し、 誇りに思う心を育む
少年期	自己肯定感を抱く 学ぶ意欲・姿勢を身に付ける	自己を見つめる力と他を思いやる心を持つ	自分の生まれた地域の自然 や歴史・文化を知る
壮年期	職業観を醸成する 次の世代を育てる	社会との関わりを持つ 地域と積極的に関わる	ふるさとへの愛着を持つ 地域コミュニティを支える
老年期	生きがいを持つ	人や地域との関わりを保つ	ふるさとの歴史・文化を次の世代に伝える

6. 計画の体系

【基本構想（第3章）】



【基本計画（第4章）】

基本目標	施策
基本目標 1 自ら学び、 社会を生き抜く 力を育む	1-1 こども園における教育・保育の充実 1-2 確かな学力の育成 1-3 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援の充実 1-4 健やかな体づくりと安全教育の充実 1-5 教員の指導力の向上 1-6 読書活動の推進 1-7 様々な学びの場の充実 1-8 青少年の健全育成の支援 1-9 健やかな身体づくりの推進 1-10 競技力の向上
基本目標 2 人とのつながりを 大切にする、 豊かな心を育む	2-1 子育て環境の整備、地域の子育て支援の充実 2-2 豊かな心と社会性の育成 2-3 家庭教育の支援 2-4 人権教育の推進 2-5 文化・芸術に触れる機会の充実 2-6 文化・芸術活動の活性化 2-7 運動・スポーツを通じたコミュニティづくりの推進
基本目標 3 ふるさとを愛し、 誇りに思う 心を育む	3-1 「志」教育の推進 3-2 「郷土に学ぶ」活動の充実 3-3 地域づくりの推進 3-4 伝統的な文化・芸術の伝承
基本理念の 実現に向けて	教育環境の充実 教育施設の整備と維持管理の実施



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

第4章 基本計画

基本目標 1 自ら学び、社会を生き抜く力を育む

基本目標 2 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む

基本目標 3 ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む

基本理念の実現に向けて

基本目標 1 自ら学び、社会を生き抜く力を育む

施策 1-1 こども園における教育・保育の充実

価値観の多様化と子どもを取り巻く環境の変化に伴い、家庭や地域とより一層の連携が求められています。子ども・子育て支援新制度のもと、公立の保育園・幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために、市内のどの地域においても同一でかつ質の高い幼児教育・保育を推進しています。幼児の主体的な活動を確保し、生きる力の基礎を育成するために、保育教諭等職員の教育力・保育力の向上に努め、こども園における教育・保育の充実を進めます。

【具体的な取組】

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた園経営をします。
- 「あいさつ」「読書活動」「英語あそび」「特色ある園活動」を共通の取組とし、人と関わる力や思考力、感性や表現する力を育みます。
- 経験に応じた専門性の高い保育教諭研修を実施します。
- 計画的な園内研修により、幼児が直接的・具体的な体験を通して、進んで「人」や「物」に関わるための指導の充実を図ります。
- 小学校や家庭との連携を図り、子どもの発達と学びの連続性を確保します。

施策 1-2 確かな学力の育成

小・中学校では、学習に対する基本的な習慣は確立されつつあります。課題は、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や学習意欲の向上です。そのために、学習や授業の質を高め、体験的な学習活動を積極的に行い、確かな学力の伸長に努めます。

また、学校と家庭の連携によって、確かな学力の育成を進めます。

【具体的な取組】

- 学力向上推進教師を中心とした組織的な授業改善を進めます。
- 「少人数指導教育推進事業」により、児童生徒への支援を充実させます。
- 図書館等を活用して、課題を解決するための探究活動に主体的に取り組む力を育成します。
- コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術（ICT）を活用して、情報活用能力を育成するとともに、学習内容の確実な定着を図ります。
- 「家庭学習の手引き」を活用し、家庭学習を充実させます。

施策 1-3 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援の充実

自立に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応していく必要性はますます増加しています。子どもの発達につまずきへの早期支援、特別な支援を必要とする幼児、児童生徒への適切な支援システムの構築を推進します。

【具体的な取組】

- 「教育・発達相談センター あおば」を核とした教育相談・発達相談体制を整備します。
- 園・小・中学校及び関係諸機関の連携による途切れのない支援体制を構築します。
- 発達障がい等のある子どもを含めて、どの子にもわかりやすい授業を推進します。

施策 1-4 健やかな体づくりと安全教育の充実

児童生徒の心身のバランスのとれた成長を図るには、体力の向上とともに健康で安全な生活習慣を実践していくことが必要です。

児童生徒が、健康の基礎となる運動習慣や食習慣などを身に付けるための取組の充実に努めます。また、安全に対する指導を計画的・継続的に実施します。

【具体的な取組】

- 授業及び日常的な運動活動における継続的な体力づくり活動を推進し、運動好きな児童生徒を育てます。
- 栄養教諭による食育指導等を通して、健康と自立をめざした食育の推進を図ります。
- 地域と連携した見守り隊による安全指導の充実を図ります。
- 定期的に見直したマニュアルに基づく実効性のある「命を守る訓練」等を通して、より安全な行動を意思決定・行動選択できる児童生徒を育てます。

施策 1-5 教員の指導力の向上

これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開、学校現場の諸課題への対応を図るために、社会からの信頼を受ける教員、思考力・判断力・表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、同僚と協働し地域と連携して困難な課題に対応する教員の育成に努めます。

【具体的な取組】

- 教員の指導力向上のための研修の充実を図ります。
- 実務を通して、必要な知識・技術・技能などを育成する活動（OJT）による研修システムの確立を図ります。
- 教職員のニーズに応じた研修の充実を図ります。
- 今日的な課題に関する情報提供や喫緊の課題に対応するための研修を実施します。

施策 1-6 読書活動の推進

読書は、豊かな感性を育みあらゆる学習の基礎となり、生涯学び続けるためのかけがえのない力となります。読書離れも進んでいることから、読書に親しむ機会の拡充が求められています。

中央図書館を「学びの場」、「読書推進の核」として、地区コミュニティセンター、こども園、小中学校、家庭と連携しながら、「第二次恵那市子どもの読書活動推進計画」を確実に実行することで、子どもの読書活動を推進します。

【具体的な取組】

- 毎月第3日曜日の「読書の日」の普及に努め、市民皆が取り組むよう啓発を行います。
- 図書館サポーター及び地域読書活動団体の育成支援を行い、地域の読書活動の推進を図ります。
- 発達段階に合わせて変化する子どもの興味や関心をとらえ、幅広い分野において必要とされる資料の収集を行い、子どもたちの読書環境を整えます。
- 日常生活を通して読書習慣を形成できるよう、様々な機会をとらえて普及を行うほか、家庭に向けた情報提供の充実を図ります。
- こども園及び学校等へ司書が巡回し、教育分野で必要である図書室機能の充実を図り、それぞれの分野における資料を提供する配送サービスを拡充します。

施策 1-7 様々な学びの場の充実

生涯学習に取り組むためには、市民一人ひとりの学ぶ意欲を育むことが重要です。

様々な学習機会の提供や、活動の支援を行う市民三学運動を進めていますが、広く市民に浸透しているとはいえません。市民の誰もが目標を持ち、自らの意思で主体的な学びができるよう支援します。

【具体的な取組】

- 恵那市民大学「恵那三学塾」の充実を図り、市民への情報提供に努めます。
- 各世代に応じ、市民のニーズに合った市民講座を開催します。
- 講師が地域に出向く「出前講座」を行い、身近な学習の場を提供します。
- 連携協定を結んでいる大学との連携講座を開催します。
- 市民団体やグループが自主的に企画・実施する「自主企画講座」を支援します。

施策 1-8 青少年の健全育成の支援

青少年の関わる凶悪犯罪などが多発し、青少年を取り巻く社会環境も著しく変化している状況の中で、次代を担う青少年が健全で主体性を持ち、地域の一員として活躍できるように家庭・地域と共に支援します。

また、地域に愛着と誇りを持ち、住み続ける若者を増やすことや、困難を抱える子ども・若者への支援を行います。

【具体的な取組】

- 青少年育成市民会議、町民会議の活動の充実を図ります。
- 青少年が、地域の人と触れあい活躍できる社会参加活動を支援します。
- 困難を抱える子ども、若者に対し、様々な機関が専門性を生かし、発達段階に応じた支援を行えるよう、ネットワークの形成や「子ども・若者支援地域協議会（仮称）」の設置をめざします。
- 青少年育成に貢献できる地域の指導者を育てるための支援を図ります。
- 単位子ども会の交流事業やジュニアリーダーの育成を行い、子ども会活動を支援します。

施策 1-9 健やかな身体づくりの推進

運動やスポーツをすることが好きな人の割合は大人になるにつれて減少傾向となっており、子どもの頃から身体を動かすことが好きだった人は、大人になっても運動・スポーツが好きである傾向がみられます。また、運動をする子としない子の二極化が進み、体力格差の拡大が生じています。

このことから、乳幼児期から身体を動かす楽しさを体感し、また楽しみながら運動・スポーツを続けられる取組を推進します。

【具体的な取組】

- 乳幼児期向け親子運動教室を開催します。
- 身近な外遊び環境を整備します。
- 小中学生へのスポーツ教室を開催したりイベントを充実させたりします。
- 運動部活動へのスポーツ指導者を派遣します。
- スポーツ少年団への活動支援をします。
- 総合型地域スポーツクラブへの活動支援をします。

施策 1-10 競技力の向上

子どもたちがスポーツをしている理由は、スポーツが上手になりたい、試合に勝ちたい、よい記録を出したいなど、「上達したい」という意欲・やる気です。そして、世界を舞台にしたアスリートたちの活躍や努力を惜しまぬ姿は子どもたちの憧れや目標にもなっています。このことから、質の高い技術・技能を持つスポーツ指導者の育成やトップアスリートを育て、支えていくしくみを充実していきます。

【具体的な取組】

- スポーツ指導者の資質向上や活躍機会の充実を図ります。
- トップアスリートの観戦機会の充実を図ります。
- トップアスリートとの交流機会の充実を図ります。
- 優れた成績や功績を収めたアスリートの表彰をします。

基本目標 2 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む

施策 2-1 子育て環境の整備、地域の子育て支援の充実

少子化、核家族化、女性の社会進出などにより子育ての環境が、大きく変化しています。子どもの健やかな育ちを実現するためには、子育てを行う家庭の状況に合わせた支援が不可欠です。そこで、人との関わりを通して豊かな心を育むために、地域が共に子育てに取り組むとともに、多様な子育てニーズに対応し、支援します。

【具体的な取組】

- 未満児保育の充実を図ります。
- 未就園児とその親への相談事業を行います。
- 預かり保育を実施します。
- こども園における家庭教育学級の拡充を図ります。
- 地域型保育事業との連携、支援をします。

施策 2-2 豊かな心と社会性の育成

生命尊重の精神、自尊精神の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱っているとの指摘がなされています。こうした課題に対応するためには、豊かな心の育成と人間関係を形成する力の育成は必要不可欠です。

多様な価値観を持った人との関わりの中で、自己を伸ばしていこうとする能力や態度の育成を図ります。

【具体的な取組】

- 規範意識や他人を思いやる心など、豊かな心の育成を図る道德教育の充実を図ります。
- いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための教育相談の充実を図ります。
- 居場所と絆づくりを目指した自主的・実践的な学級経営の充実を図ります。
- 相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力の育成のための国際理解教育の充実を図ります。

施策 2-3 家庭教育の支援

少子化や核家族化の影響により、親として学び、育つための学習の機会が少なくなっており、保護者が家庭教育の担い手としての役割を十分に果たせない状況が見られます。このため、社会全体で様々な状況にあるすべての子育て中の保護者を支援する体制を構築し、その充実に努めます。

【具体的な取組】

- 子育てについての自信や対処能力を持つことができる情報交流・相談の場を提供します。
- 子どもたちが、新たな時代を主体的に生き抜く能力・意欲・個性を育むために、家庭や地域の教育力向上のための学習機会を提供します。
- 子育てについての悩みや不安を解消するため、親同士の交流や地域との結びつきを深める機会を創出し、親の育ちを支援します。
- 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てるため、地域の協力を得て様々な体験・学習活動や地域住民との交流活動を行います。

施策 2-4 人権教育の推進

多種多様な分野にわたる人権問題に対する意識・関心を高め、社会的に弱い立場に置かれている人々はもとより、あらゆる人々が積極的に社会参加できるよう、誰もが正しい理解と認識を深めるために、人権教育のより一層の充実・啓発を図ります。

【具体的な取組】

- 関係部署が連携をして、講演会などを開催し人権啓発活動を進めます。
- 地区コミュニティセンター、図書館、学校において資料を整え、人権教育推進のための環境づくりに努めます。
- 市民一人ひとりが人権に関心を持ち、自分の問題としてとらえられるための様々な取組を推進します。

施策 2-5 文化・芸術に触れる機会の充実

生活文化や価値観の変化により、地域コミュニティ内の住民同士の結束力の低下及び個人が持つ郷土への誇りや愛着が希薄化し、地域で受け継がれてきた伝統的な文化・芸術に触れる機会が減少しています。先人たちが受け継いできた大切な伝統文化・芸術を後世に継承していくために地域の伝統芸能や文化に触れる機会を設けます。

【具体的な取組】

- 地域、家庭、学校など、様々な場で地域の伝統芸能や文化に触れることで、文化・芸術に対する関心を高め、その素晴らしさや大切さを理解することで裾野の拡大を図ります。
- 子どもたちが文化・芸術に触れあう活動を推進します。
- 多様で質の高い文化・芸術に触れる機会を提供します。
- 文化・芸術の薫りが漂う環境づくりをします。

施策 2-6 文化・芸術活動の活性化

地域内での住民相互のつながりが縦（世代間）のつながりから横（同世代）のつながりに変化してきたことで、世代間交流が希薄となり、伝統的な文化・芸術に対する関心が低下しています。この問題を解消するため、世代を超えた地域での伝統芸能・文化の伝承活動の推進、また、感性や創造性をより高めるための活動を推進します。

【具体的な取組】

- 国内外の多様な文化・芸術を紹介する機会を創出することで、子ども達が文化・芸術についての幅広い見識を持ち、さらに、伝統的な文化・芸術を守りながらも新たな文化・芸術を創生する豊かな感性を育てます。
- 子ども達が地域の伝統芸能や文化に触れることで、その素晴らしさや大切さを認識し新たな文化・芸術を創造する次世代の担い手を育成します。
- 文化・芸術を通じて、共感した仲間と活動ができる場を創出します。
- 感性や創造性など、個人の素養を高める機会を提供します。

施策 2-7 運動・スポーツを通じたコミュニティづくりの推進

ライフスタイルの都市化等に伴って地域のつながりの希薄化、コミュニティの衰退が進んでいます。地域でのイベントや行事に参加する人が少なくなっており、また地域のスポーツ活動を担う団体では構成するメンバーの減少、役員の高齢化、固定化がみられる地域も出てきています。

スポーツがもたらす効果として、仲間づくり、生きがいづくり、地域の絆を深めることが期待されます。地域が中心となって年齢に関係なく運動やスポーツ行事を開催し、運動・スポーツを通じて地域交流、絆が生まれるまちを目指します。

【具体的な取組】

- 地域でのスポーツ活動の担い手であるスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等が中心となり、地域での運動、スポーツ活動を企画・運営する組織として連携し活力ある組織づくりを検討します。
- 子どもから大人まで参加し、世代を超えた交流を図ることができる運動・スポーツイベントを企画、開催します。

基本目標 3 ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む

施策 3-1 「志」教育の推進

今後加速度的に進行する少子化において、郷土に愛着を持ちながら、グローバルな視点で生き方を選択する児童生徒の育成が必要不可欠です。

郷土愛を育むことで社会の一員としての自覚を持ち、それを基盤に主体的に学習に取り組むとともに、自分のよさを最大限に発揮して社会のために貢献しようとする児童生徒を育てる「志」教育を推進します。

【具体的な取組】

- 各小学校で「ふるさと学習」を推進します。
- 各中学校で「生き方学習」を推進します。
- 副教材「わたしたちの恵那市（改訂版）」を作成します。
- 「ふるさと学習」「生き方学習」講師人材リストを作成し、市内に普及します。
- 図書館を中核とする読書活動の推進により、生き方を考える機会を充実させます。

施策 3-2 「郷土に学ぶ」活動の充実

郷土の先人たちの業績や努力、郷土への想い、生き方を学ぶことは、豊かな心や志を持つとともに、先人や郷土に誇りを持ち、郷土を愛する気持ちを育みます。先人についての理解を深め、生涯にわたり学び続けることができるよう様々な活動を充実させます。

【具体的な取組】

- 佐藤一斎・下田歌子・三好学・山本芳翠などの先人学習活動を推進し、先人の生き方から、困難に立ち向かうたくましさや、夢を追い求めて学び続ける意欲を育みます。
- 学校における郷土愛を育む先人教育を行います。
- 図書館などで、先人フォーラム・講演会・学習会を開催します。
- 地域の特性を生かした「地域三学塾」講座を開催します。
- 郷土資料を収集・保存し、誰もが活用しやすいように資料を整理し提供します。
- 歴史的文化遺産を広く内外の人々に認識してもらうために、語り部講座を開催します。
- 郷土に関わる企画展などを開催します。
- 家庭において、親が子どもに先祖や家の歴史を伝えるなど、ふるさとを大切に想う子どもが育つよう支援します。

施策 3-3 地域づくりの推進

生涯学習で市民が学んで得た知識や技能を、まちづくりやボランティアなど様々な活動に参画して、地域や社会に還元することができれば、地域づくりを行う大きな力になります。

学んだことを生かし、地域の課題解決に向けて取り組む地域づくりを推進します。

【具体的な取組】

- コミュニティセンターをまちづくりの拠点とし、生涯学習とまちづくりを一体的に推進します。
- 講座受講修了者に生涯学習支援員として登録していただき、ボランティア活動や講座指導者としての活動の場を提供します。
- まちづくりや地域参画を進めるため、地域の課題解決の手法、地域活性化の方法を学ぶ「三学のまち講座」を開催します。
- 地域内だけでは解決することが難しい課題などに関して、情報を共有し地域と地域が連携して解決に取り組むよう支援します。
- NPO 法人など各種団体などが活躍できる機会を増やし、まちづくり活動の担い手を育てます。

施策 3-4 伝統的な文化・芸術の伝承

生活様式の変化や都市部への人口流入増大に伴い、都市部での人と人のつながりの希薄化及び都市周辺部や農山村部では少子高齢化の余波で地域内の伝統的な文化・芸術の継承者の高齢化が顕著となっています。また、市内でも伝統的な文化・芸術の後継者不足による途絶の危機が迫っているため、若い後継者を育成します。

【具体的な取組】

- 文化・芸術活動を担う市民、文化・芸術団体のほか、その活動を支援する企業等民間団体はメセナ活動を実践するなど、それぞれの個人、団体が特色を活かしながら連携し、文化・芸術の振興を図ります。市民の文化・芸術活動や先人たちの生活によって培われ、残されてきた有形無形の歴史文化遺産を次世代へつなぎ、伝えていきます。
- 後継者の育成のための指導者を育成します。
- 子ども達が歴史・文化を学ぶ機会を提供します。
- 小中学校と地域が一体となった取組を促進します。

基本理念の実現に向けて

ここでは、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標に横断的に関わる施策を整理します。

教育環境の充実

本市の児童生徒数は減少傾向にあり、小学校では複式学級や単学級の増加、中学校でも単学級や各教科の専門教員が不足するという事態となっています。

このことにより、児童生徒の豊かな人間性や自ら考える力など確かな学力の育成を図るための指導・支援のあり方や授業改善はもとより、教育環境面の充実に目を向ける必要があります。特に、少子化に伴って生じる恵那市の子どもたちの教育環境について対策を講じることが教育課題です。

教育施設の整備と維持管理の実施

教育施設の耐震診断及び耐震化はすでに完了しています。今後は、施設の大規模改修、長寿命化による改良など、建築年数を考慮しながら計画します。

小規模な修繕工事においては、施設数が多いことから修繕箇所も多く、工事の実施時期の調整、費用が課題です。

建築年数により改修・改良工事、修繕要望による小規模修繕工事を全体の調整を図りながら計画的に実施します。



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

第5章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理と見直し

1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、こども園、学校、地域、教育関係団体、市民、市などが、それぞれ主体的に行動するとともに、互いに協力・連携して、基本的理念の実現に向けて取り組みます。

また、教育に係る施策は、子育てや福祉、健康などの分野を所管する他の部局とも密接に関わるため、これまで以上に関係部局との連携を深め、実効性の高い教育施策を推進していきます。

2. 計画の進行管理と見直し

本計画における各施策の進捗状況については、毎年度、点検・進捗管理・評価を行います。

定期的に現状や進行状況を把握するとともに、各種協議の場において報告し、計画推進における問題点、課題の抽出と対応策等についての意見を聴取していきます。

計画期間中の中間年である平成 32 年度には、教育振興基本計画策定委員会や庁内の作業部会、団体ヒアリングなどを実施して前期計画を見直し、後期計画にフィードバックします。

また、社会情勢の大きな変化や教育を取り巻く新たな課題などが生じた場合には、必要に応じて内容の見直しを行うなど、迅速に対応するものとします。



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

資料編

1. 恵那市教育振興基本計画策定委員会
2. 計画策定の経緯

1. 恵那市教育振興基本計画策定委員会

(1) 設置要綱

恵那市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定による恵那市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、必要な事項について審議を行うため、恵那市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 基本計画案の作成に関すること。
- (2) その他、教育委員会が目的達成のために必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) こども園関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 園・学校保護者
- (5) 社会教育関係者
- (6) 関係諸団体の代表者
- (7) 市長部局関係の代表者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。ただし、最初にかれる会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見もしくは説明を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会の下に恵那市教育振興基本計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、委員長の指示により基本計画の原案作成に必要な具体的施策の研究等を行う。
- 3 作業部会は、委員長が指名する教育委員会等の職員をもって組織する。
- 4 作業部会に部会長を置き、部会に属する職員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、部会を招集し、議事を進行するとともに、その状況を委員会に報告するものとする。
- 6 前条の規定は、作業部会に準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は教育委員会教育総務課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

(2) 平成 27 年度恵那市教育振興基本計画策定委員名簿

	区分等	所属団体等	氏 名	備考
1	学識経験者	恵那市三学塾推進委員	鈴木 隆一	—
2	市長部局	まちづくり推進部長	可知 孝司	—
3	学校関係者	中学校校長会	伊藤 勝彦	明智中学校
4	学校関係者	小学校校長会	後藤 康元	大井小学校
5	園関係者	こども園園長代表	鈴木八重子	—
6	社会教育関係者	社会教育委員	林 達夫	—
7	社会教育関係者	青少年育成推進員	近藤 達治	—
8	家庭教育関係者	PTA 連合会長	丸山 尚之	—
9	家庭教育関係者	PTA 連合母親委員長	額 悦子	—
10	家庭教育関係者	こども園保護者会代表者	堀 雄二	—
11	文化関係者	文化振興会	西尾 教行	—
12	文化関係者	文化財保護審議会	山辺 正行	—
13	スポーツ関係者	スポーツ推進委員連絡協議会	三宅 祥市	—

2. 計画策定の経緯

開催日	会議名	内容
平成 27 年 4 月 23 日	第 1 回庁内作業部会	・ 基本計画について
平成 27 年 5 月 22 日	第 2 回庁内作業部会	・ 基本計画について
平成 27 年 6 月 1 日	第 1 回 恵那市教育振興基本計画 策定委員会	・ 基本構想（基本理念、基本目標）について
平成 27 年 6 月 30 日	第 3 回庁内作業部会	・ 基本計画について
平成 27 年 7 月 7 日	第 2 回 恵那市教育振興基本計画 策定委員会	・ 基本構想（基本理念、基本目標）について ・ 基本計画について ・ 計画骨子について
平成 27 年 7 月 14 日	第 4 回庁内作業部会	・ 基本計画について
平成 27 年 8 月 5 日	第 3 回 恵那市教育振興基本計画 策定委員会	・ 恵那市の教育における現状と課題について ・ 基本構想について ・ 基本計画について ・ 計画書（素案）について
平成 27 年 8 月 10 日	第 5 回庁内作業部会	・ 基本計画について
平成 27 年 9 月 29 日	第 4 回 恵那市教育振興基本計画 策定委員会	・ 恵那市の教育における現状と課題について ・ 基本構想について ・ 基本計画について ・ 計画書（素案）について
平成 27 年 10 月 8 日	第 6 回庁内作業部会	・ 基本計画について
平成 27 年 10 月 15 日 ～11 月 3 日	パブリックコメント	－
平成 27 年 11 月 6 日	第 5 回 恵那市教育振興基本計画 策定委員会	・ パブリックコメントの結果について ・ 計画書（案）について ・ 計画書・概要版について

ふるさと・ひとそだて 恵那プラン
【恵那市教育振興基本計画】

発 行：恵那市教育委員会
〒509-7292
岐阜県恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1
TEL：0573-26-2111（代表） 内線 478
発行年月：平成 28 年 3 月



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

ふるさと・ひとそだて 恵那プラン

【恵那市教育振興基本計画】